

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年8月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第52号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第68号を第69号とし、第49号から第67号までを1号ずつ繰り下げ、第48号の次に次の1号を加える。

(49) 敬老乗車証の交付に関すること。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)